

古賀市アダプトプログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する道路等（以下「道路」という。）を団体がボランティア活動により管理する制度（以下「アダプトプログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市と団体が一体となって道路等の美化及び保全を行い、もって道路環境美化に対する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 アダプトプログラムの参加対象となる団体は、市内に事務所又は事業所を有する企業及びそれに類似するものとして市長が認める団体（以下「企業等」という。）で、この要綱によるアダプトプログラムに基づく活動（以下「活動」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げるものは参加対象となることができない。

- (1) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 古賀市広告掲載事業に関する基本要綱（平成20年9月告示第128号）第4条第1項に該当するおそれがあるもの
- (3) その他市長がアダプトプログラムの対象団体として適当でないと認めるもの

(対象活動区域)

第3条 アダプトプログラムの対象として企業等が活動を行う区域（以下「活動区域」という。）は、道路等でおおむね50メートル以上の距離を有するものとする。

(対象活動)

第4条 アダプトプログラムの対象として企業等が行う活動は、次に掲げ

るもののうちで、市長と合意したものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶、吸殻等のごみの収集
- (2) 活動区域内の除草
- (3) 活動区域内の低木の剪定
- (4) 活動区域内での花等の植栽及び管理
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(活動の参加申込み)

第5条 活動に参加しようとする企業等は、古賀市アダプトプログラム活動参加申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(合意書)

第6条 市長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該企業等と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

(合意の変更)

第7条 企業等は、合意の内容に変更が生じたときは、古賀市アダプトプログラム活動変更届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(合意の解消)

第8条 企業等は、合意を解消しようとするときは、古賀市アダプトプログラム活動辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定を除くほか、市長は次に掲げる事由が発生したときは、企業等との合意を解消することができる。

- (1) 企業等の活動内容が合意書の内容と異なるとき。
- (2) 企業等がアダプトプログラムの対象団体としてふさわしくない行為を行なったと認められるとき。

(3) 道路線の廃止その他活動の継続が困難となったとき。

(市の支援等)

第9条 市長は、活動を行う企業等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) ごみ袋の支給

(2) ごみの回収

2 企業等の活動に起因する事故については、古賀市コミュニティ活動災害補償制度取扱規程（平成13年4月告示第61号）の範囲内で対応するものとする。

(活動実績報告等)

第10条 企業等は各年度の活動状況を、古賀市アダプトプログラム活動実績報告書（様式第5号）により、当該年度の活動終了後、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告のほか、市長は、企業等に担当する活動区域の状況について、必要な情報を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。